

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和 7 年 6 月 19 日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第3回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和7年6月19日(木曜日)

午前9時58分開議

午前11時10分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第6号 専決処分の報告及び承認について

議案第7号 専決処分の報告及び承認について

議案第8号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 専決処分の報告及び承認について

議案第19号 専決処分の報告及び承認について

議案第27号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

報告第1号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①消防力強化の取組みについて
- ②空港アクセス鉄道に係る整備ルート絞り込み案について
- ③緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

出席委員(8人)

委員長 中村亮彦

副委員長 前田敬介

委員	池	田	和	貴
委員	西		聖	一
委員	渕	上	陽	一
委員	増	永	慎	一郎
委員	橋	口	海	平
委員	堤		泰	之

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長	深川	元樹
政策審議監	阿南	周三
危機管理監	鳥井	薰順
国際・くまモン局長	櫟本	麻理
政策調整監	中川	太介
秘書課長	田浦	貴久
広報課長	大谷	智子
危機管理防災課長	井上	雄一朗
国際課長	吉仲	範恭
くまモン課長	山田	崇

総務部

部長	千田	真寿
理事兼県央広域本部長		
兼市町村・税務局長	橋本	誠也
総括審議員兼政策審議監	坂野	定則
総務私学局長	工藤	晃
人事課長	寺本	和央
首席審議員兼財政課長	元田	啓介
県政情報文書課長	大石	顕寛
総務厚生課長	帆足	朋和
財産経営課長	有田	知樹
私学振興課長	松村	加奈子
首席審議員兼市町村課長	藤由	誠
消防保安課長	楠	ゆみ子
税務課長	内村	秀之

企画振興部

部長 富永隼行

理 事	
(デジタル戦略担当)	
兼デジタル戦略局長	阪 本 清 貴
理 事	
(球磨川流域復興担当)	
兼球磨川流域復興局長	府 高 隆
総括審議員兼政策審議監	
兼地域振興	
・世界遺産推進局長	柴 田 英 伸
土木技術審議監	有 働 人 志
首席審議員兼企画課長	受 島 章太郎
首席審議員	
兼地域振興課長	若 杉 久 生
阿蘇草原再生	
・世界遺産推進課長	吉 田 二 浩
交通政策課長	牧 野 記 大
空港アクセス鉄道	
整備推進課長	宮 原 尚 孝
統計調査課長	上 野 成 也
デジタル戦略推進課長	大 村 克 之
システム改革課長	四方田 亨 二
球磨川流域復興局政策監	甲 斐 奈美枝
出納局	
会計管理者兼出納局長	野 中 真 治
会計課長	小 夏 香
管理調達課長	阿 南 秀 二
人事委員会事務局	
局 長	城 内 智 昭
公務員課長	森 亮 子
監査委員事務局	
局 長	井 藤 和 哉
監査監	石 井 利 幸
監査監	天 野 誠 史
監査監	河 野 秀 明
議会事務局	
次長兼総務課長	鈴 和 幸
議事課長	下 崎 浩 一
政務調査課長	坂 本 誠 也

事務局職員出席者

議事課課長補佐 吉 村 修 一
政務調査課主幹 時 吉 啓 通

午前9時58分開議

○中村亮彦委員長 ただいまから第3回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いします。

千田総務部長。

○千田総務部長 おはようございます。

今回提案しております議案の概要につきまして説明申し上げます。

まず、令和7年度6月補正予算でございます。

今回の補正予算は、冒頭提案分として、令和6年度の国の経済対策への対応等に必要な予算など82億円の増額補正であります。

また、追加提案分として、国の米国関税措置を受けた緊急対応パッケージに関連する予備費の支出に対応した予算として10億円の増額補正、これに、今回併せて御報告いたします3月補正予算の専決処分を含めまして、補正後の予算規模は8,540億円余となります。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきまして財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長

から、それぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○中村亮彦委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○元田財政課長 財政課でございます。

それでは、6月補正予算の概要について御説明申し上げます。

資料につきましては、総務常任委員会説明資料、それと、先ほど部長が御説明しました、今回17日に追加提案をさせていただいております別冊の追加提案分の2つございます。

まず、総務常任委員会説明資料本体のほうからお願ひいたします。

1ページをお願いいたします。

こちら、まず、3月補正予算としまして専決処分を行っております御報告でございます。

上段が令和6年度予算の3月補正分、下段が今年度当初予算の3月補正でございます。いずれも、当初予算、2月補正の段階では計上ができませんでした職員の派遣に伴います宿舎借り上げ料につきまして、6年度予算につきまして債務設定を行い、7年度当初予算につきまして実額の補正400万を行ったものでございます。

2ページをお願いいたします。

6月補正予算の概要でございます。

今回、一般会計補正予算(第2号)につきまして、82億400万円を計上しております。

今回につきましては、昨年度、令和6年度の国の経済対策を踏まえたものの追加分ということで、主な内容を御覧いただきますと、まず、(1)国の経済対策への対応としまして31億100万円、農林水産事業者への支

援、周産期医療、救急医療体制の確保等について計上しております。

また、その他としまして、高校生の授業料無償化に伴う支援金の支給に8億8,900万、食のみやこ熊本県の創造に6,000万ということで51億300万、その他で計上しております。

下段の表を御覧いただきますと、補正前の額、当初予算8,447億ございまして、先ほど申し上げた3月専決分、それと今回の6月補正、冒頭提案を含めまして、8,530億400万の補正後の額でございます。

3ページ、4ページに、まずは歳入がございます。

4ページに、主な歳入、9番、国庫支出金、また、15番、県債等を主に活用してございます。

続きまして、5ページ、6ページ、歳出でございます。

主な事業につきまして、補正額の説明のところに記載をしているものでございます。

冒頭提案分まで以上でございます。

説明資料の追加提案分のほうをお願いできますでしょうか。

1ページでございます。

先般、一般質問の最終日、17日に追加提案をさせていただいたものでございます。

国の米国関税措置を受けた緊急対応パッケージに基づきまして、5月27日に、国が1,000億円の予備費の支出を閣議決定しましたことを受けまして、今回10億3,000万の追加提案分を計上してございます。

内容につきましては、(1)番、地域の実情に応じた支援を10億500万、その他農林水産事業者の支援、(2)のほうで2,500万、いずれも全額国費でございます。特に(1)番につきましては、物価高騰重点支援交付金を活用したものでございます。

下段の表、補正前の額、3月専決分まで含めたものに、今回の、先ほどの冒頭提案分の

82億400万、追加提案分の10億3,000万、計92億3,300万の補正になりまして、補正後につきましては、8,540億3,400万となるものでございます。

2ページ、3ページに歳入、特に3ページの9番、国庫支出金、全額こちらでございます。

また、4ページ、5ページ、歳出でございますが、4ページの一般行政経費のその他のことろに主な事業を計上してございます。

6月補正予算の概要は以上でございます。

○中村亮彦委員長 引き続き、担当課長から、議案等について説明をお願いします。

○寺本人事課長 人事課でございます。

8ページをお願いいたします。

上段の人事管理費、説明欄の人事給与システム等改修費は、令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除や給与所得控除に関する見直しなどが行われますが、その見直しに対応するため、人事給与システム及び庶務事務システムの改修が必要となったことから、増額をお願いするものでございます。

人事課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

8ページをお願いします。

私学振興費の増額でございます。

説明欄の私学振興助成費についてですが、私立高等学校等就学支援金事業については、私立高校生等の授業料負担を軽減するため、就学支援金の対象とならない年収約910万以上の世帯に対し、高校生等臨時支援金を支給するものです。

私学振興課は以上です。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料、追加提案分のほうの資料をお願いいたします。

7ページの説明欄のほうをお願いいたします。

工業振興費についてですが、エネルギー価格高騰対策生活者緊急支援事業は、LPGガス使用世帯への支援で、同様の支援としては4回目となります。

今回は、世帯当たり2,000円とし、支援金を支給する団体に対し市町村が助成を行う場合に、その経費の2分の1を県から助成する事業になります。

消防保安課は以上でございます。

○牧野交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料本体にお戻りいただきまして、10ページ、お願いいたします。

右の説明欄を御覧ください。

国庫支出金返納金でございますけれども、こちらの令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和6年度に実施をいたしました地域交通燃料価格高騰対策事業の事業費確定に伴う国への返納金でございます。

交通政策課は以上です。

○上野統計調査課長 統計調査課でございます。

10ページをお願いいたします。

委託統計費で6,540万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

国から委託を受けて実施します国勢調査で、当初予算に計上した国庫委託金が増額されたことに伴う増でございます。

統計調査課は以上です。

○大村デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

11ページ上段をお願いいたします。

計画調査費について増額をお願いしておりまして、右側の説明欄、情報通信格差是正事業費補助は、携帯電話圈外解消のための基地局を整備する市町村に対し、国が整備費用の一部を補助する事業ですが、県を通しての間接補助となっております。

なお、今回の事業では、天草市の2つの地区において基地局を整備することとなっております。

デジタル戦略推進課は以上です。

○四方田システム改革課長 システム改革課でございます。

同じ11ページ、下段をお願いします。

債務負担行為の増額のお願いでございます。

事務機器等賃借につきまして、945万円余の増額を行うものです。

これは、国と地方公共団体間のネットワークとして整備されているLGWANの改修に伴いまして必要となる機器を調達するため、債務負担行為の増額設定をお願いするものでございます。

システム改革課からは以上です。

○受島企画課長 企画課でございます。

13ページをお願いいたします。

令和7年3月の専決処分について御報告を申し上げます。

冒頭、財政課長から説明がありましたとおり、東京事務所職員の宿舎借り上げのうち、人事異動の確定によります2名分の追加について、上段が予算の増額補正、下段が債務負担行為限度額の増になります。

企画課からは以上です。

○鈴議会事務局次長 議会事務局でございます。

15ページをお願いいたします。

右側の説明欄を御覧ください。

過走行で運行不能となるおそれがある議長用公用車の更新に要する経費でございます。議会事務局は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

16ページをお願いいたします。

議案第8号、熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、20ページの概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容ですが、(1)の育児休業等に関する条例の改正については、育児のための部分休業制度について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の取得形態に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しない形態を設け、そのいずれかを選択できるように改めるものでございます。

(2)の勤務時間、休暇等に関する条例の改正については、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について定めるものでございます。

そのほか、(3)にありますように、3つの関係条例について、所要の規定の整理を行うものでございます。

3の施行期日ですが、令和7年10月1日からとし、所要の規定の整理の一部及び経過措置は、公布の日からしております。

人事課は以上です。

○内村税務課長 税務課でございます。

21ページをお願いします。

第9号議案、熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条

例の制定についてです。

24ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

24ページ、1、条例改正の趣旨ですが、令和7年度税制改正に伴い地方税法等が一部改正されたことから、関係規定の整備を行うものであります。

2、主な改正内容については、(1)のア、法人県民税において、旧マンション建替組合等が、御覧の3つの組合に改組、新設されたことから、名称を変更するものでございます。

次のイ、個人県民税については、いわゆる103万円の壁の引上げの一つとして、19歳以上23歳未満の親族等を有する納税義務者に係る控除を新たに設けるものでございます。

次のウ、県たばこ税については、加熱式たばこに係る課税標準について、紙巻きたばこと同水準とする国のたばこ税における取扱いに伴い、所要の措置を講じるものでございます。

こうした改正に伴い、県税条例の各規定を整備いたします。

3、施行期日は、それぞれここに記載の記述のとおりとなっております。

続いて、25ページをお願いします。

第18号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及び承認についてです。

28ページの概要で御説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨は、令和7年度税制改正に係る地方税法の一部改正等に伴い、関係規定の整備を行うものです。

2、主な改正内容、(1)軽油引取税については、みなす課税に係る課税数量の明確化を行ふものでございます。

(2)不動産取得税、(3)自動車税につきましては、各種課税標準の特例などの減額措置が、それぞれ令和9年3月31日まで延長され

るものでございます。

3、施行期日につきましては、2(3)自動車税のエ及びオの一部は公布の日である令和7年3月31日、それ以外は4月1日となっております。

続きまして、29ページをお願いします。

第19号議案、熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてです。

30ページの概要で御説明いたします。

本特別措置条例は、県内に一定の要件を満たす工場等が設置される場合に、県税の課税免除等を実施する根拠となっているものでございます。

本条例に基づく課税免除等を行った場合、2の(1)から(3)に記載している各法律において、その減収額が補填されることとなっていますが、その適用期限について、(1)半島振興法、(2)離島振興法によるものを令和9年3月31日まで、(3)地域経済牽引事業促進法に基づくものを令和10年3月31日まで延長するものです。

改正省令が4月1日施行のため、3月31日に専決処分を行い、4月1日に施行したところでございます。

税務課は以上です。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

31ページをお願いいたします。

繰越明許費の報告でございます。

1段目の地域防災力強化事業費は、避難所の環境改善のための啓発事業について、財源である国の経済対策の交付金の県への交付決定が令和7年3月末に行われたため繰り越したもの、2段目の防災情報通信基盤整備事業費は、衛星通信設備及び防災行政無線設備の整備について、入札の不調及び関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

危機管理防災課は以上です。

○山田くまモン課長 くまモン課でございます。

同じく31ページ、下段をお願いいたします。

令和6年度の繰越明許費について御報告いたします。

くまモンランド化推進事業費は、国の経済対策を活用した事業の実施に要する経費として、令和6年度2月補正予算により追加したものであり、年度内に十分な事業期間を確保できないことから繰り越したものでございます。

くまモン課は以上です。

○有田財産経営課長 財産経営課でございます。

32ページをお願いします。

同じく繰越明許費の報告でございます。

1段目の県庁舎維持補修費につきましては、新館特定天井改修工事の入札不調や空調熱源エレベーター改修工事等において、半導体をはじめとする資材の納入に時間を要したこと等により繰り越したものでございます。

2段目の県庁舎等施設LED導入事業費、3段目の総合庁舎等施設整備事業費につきましては、振興局等へのLED照明導入工事や受変電等浸水対策その他工事におきまして、半導体など事業に必要な資材の納入に時間を要したこと等により繰り越したものでございます。

4段目の財産利活用推進事業費につきましては、天草地域の職員住宅の集約化事業に関して、事業内容に関する関係者との協議に時間を要し、年度内の履行完了が困難となったことから繰り越したものでございます。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます

す。

33ページの上段をお願いいたします。

物価高騰対策事業費は、物価高騰による光熱費の高騰分に対する補助を行うものですが、令和6年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越して今年度実施するものです。

私学振興課は以上です。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

同じ33ページ、下段をお願いいたします。

消防学校教育訓練機能強化事業費は、消防学校の校舎及び宿舎の建て替えに合わせて行うグラウンドなどの基本設計等につきまして、関係機関との協議や内容の調整に不測の日数を要したことにより、年度内の実施が困難となったことから、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次の物価高騰対応生活者緊急支援事業費は、LPGガス使用世帯への支援に係る助成経費ですが、財源である国の経済対策に係る交付金の交付決定が3月末に行われたため、全額繰越しを行うものです。

消防保安課は以上でございます。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

34ページをお願いいたします。

令和6年度の繰越明許費について御報告いたします。

1段目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費は、水俣市が水俣川河口臨海部において護岸整備等を行う諸造成事業等について、建設資材の入手困難等により年度内の事業完了が困難となったこと、また、市町が令和7年度に実施する事業への補助について、国の経済対策に対応し、令和6年度2月補正予算に計上したことから、繰り越したものでござ

います。

2段目の水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業費は、津奈木町が実施する事業について、物価高騰等の影響により入札が不調となり、その後の設計変更等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となつたため、繰り越したものでございます。

3段目の被災住宅移転促進宅地整備受託事業費は、県が球磨村から受託して実施する同村渡地区における避難路整備について、用地交渉に不測の期間を要したことにより、年度内の事業完了が困難となつたため、繰り越したものでございます。

地域振興課は以上です。

○吉田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 阿蘇草原再生・世界遺産推進課でございます。

同じく34ページをお願いします。

阿蘇草原再生事業費につきましては、野焼きの再開と後継者育成の支援を図るもので、当初2月から3月中旬に予定されていた各牧野の火入れ、野焼きが天候不良により延期となり、年度内の事業完了が困難となつたため、繰り越したものでございます。

阿蘇草原再生・世界遺産推進課は以上です。

○牧野交通政策課長 交通政策課でございます。

35ページをお願いいたします。

同じく繰越明許費の報告でございます。

1段目から3段目の地方公共交通対策事業費、阿蘇くまもと空港国内線対策事業費、それから地域交通燃料価格高騰対策事業費につきましては、いずれも令和6年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に事業完了することが困難であるため、繰越しを行ったものでございます。

4段目のくま川鉄道災害復旧費につきましては、球磨川第四橋梁の工事におきまして、

掘削中に発見されました強固な岩盤、それから発生した転石によりまして、橋脚などの下工部の建設に遅れが生じ、工程全体の見直しが必要となりまして、また、関係機関、河川管理者でございますけれども、協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となり、繰越しを行つたものでございます。

交通政策課は以上です。

○宮原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

同じく35ページをお願いします。

繰越明許費の報告でございます。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業費につきましては、関係機関等と協議、調整の上実施する必要があり、年度内の事業完了が困難となつたため、繰り越したものでございます。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○鈴議会事務局次長 議会事務局でございます。

36ページをお願いします。

熊本県議会史第10巻の原稿執筆、監修作業等の編さん業務におきまして、編集会議議長をお願いしていた方が昨年5月に亡くなられたことから、原稿執筆、監修作業等の遅れにより、年度内の事業完了が困難となつたため、翌年度へ繰り越したものでございます。

議会事務局は以上です。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願ひします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言の方は、マイクに少し近づいて、はつきりし

た口調で発言いただきますようお願いします。

それでは、質疑はございませんか。

○渕上陽一委員 10ページの、統計調査課。国勢調査についてちょっとお尋ねさせていただければというふうに思います。

今年が国勢調査の年であるというふうに思っております。また、直接的な事務は、市町村でやられるというふうに思いますけれども、調査費の確保やインターネットの回答方式、その促進、また——実は今日、来る前に A I に聞きましたら、いろんな問題点がずらっと出てきたわけでありますけれども、そのような中、熊本県のここ最近の回答率の推移と課題について、分かれば教えていただきたいというふうに思いますし、それに対するいろんな課題があるというふうに思いますけれども、取組についても教えていただければというふうに思います。

○上野統計調査課長 統計調査課でございます。

委員御指摘の回答率につきましては、前回の回答率につきましては、全体で37.9%という回答率になっております。

で、これはインターネットの回答率でございまして、今年度につきましては、この回答率を一応50%まで引き上げるということで、今、広報活動等も含めまして、周知のほうを図っているところでございます。

それと、広報活動につきましては、これから10月1日が調査期日になってまいりますので、それに向けまして、新聞等での広告も含めまして、あと、各イベントでの周知活動、そういういたものを取り組むこととしております。

統計調査課は以上でございます。

○渕上陽一委員 大変御苦労は多いんだろう

なというふうに思いますし、多分、みんなが、回答率はそのぐらいしかないのかというのが率直な思いだというふうに思っておりま

す。と申しますのが、国勢調査をすることによって、社会の現状を知ることでありますし、将来の姿を計画していくために極めて重要な私は情報だというふうに思いますので、今回は50%を目指していくということでありましたけれども、多くの方から回答を得られるように努力をしていただければというふうに思います。

もう1点、11ページの、デジタル戦略推進課、大村課長にお尋ねさせていただければというふうに思います。

計画調査費というのがついてますけれども、私たち山鹿でも、いろんなところで、まだまだ携帯電話の電波が途切れるところがあるわけでありますけれども、条件の不利地域とは、具体的にどういうところなのか、また、圏外を解消すべきところはどのくらいあるのか、また、今回どのくらいの箇所をやられるのか、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○大村デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

まず、1点目お尋ねありました圏外地域の考え方についてでございますが、まず、これは総務省のほうが毎年調査のほうを行ってまいりまして、大きく2つ、居住地域と非居住地域に分けて調査を行っております。

居住地域の考え方につきましては、俗に言う4大キャリア、ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル、こちらがそれぞれ全て利用できない地域、で、この利用できないというのは、例えば、家の内で圏外になるというのは対象外として、屋外に、家の外に出ても圏外になると、こういう地域、こういう世帯をまず対象としているところでございます。

で、非居住地域については、もともとエリア外ではありますけれども、これはもう市町村の希望をもって総務省のほうも把握をしているといったものでございます。

で、県内の携帯エリアの整備状況につきましては、この国のはうの調査をもつてしては、令和6年3月末時点が最新のデータになるんですけれども、現時点で99.9%が世帯カバー率というふうになっております。

逆に言いますと、不感エリアというのもございまして、それは、6年3月末時点で8市町村、77世帯が不感エリアとして、県として把握をしているところでございます。

で、3点目の今回の事業で、どれぐらいのエリアが解消されるのかというふうなお尋ねだったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、もともと、今回利用している国のメニューが非居住地域を対象とする事業でございまして、具体的には、天草市の小森漁港と小高浜海水浴場、こちら周辺をエリア化するというふうな事業になっております。

ただ、結果的に、こちらの非居住地域のエリア化をすることで、やっぱり周辺地域の近隣の集落等にも電波及びますので、結果的に、20世帯弱の世帯数が新たにエリア化されるというふうに聞いております。

以上でございます。

○渕上陽一委員 その地域を選択するというのは何か理由があったんですかね、その天草をするというのは。ほかにも多分あるんだろうというふうに思いますが。

○大村デジタル戦略推進課長 こちらのほうは、やはりランニングコストは事業者が負担していくことになりますので、これは、天草市と、今回はドコモだったんですけれども、ドコモが事前に協議を行つておりまして、協議が調ったことで申請が上がってきたというものでございます。

以上でございます。

○渕上陽一委員 本当に携帯電話は、今なくてはならないものになっているのであります、できるだけ圏外にならぬ地域をしっかりとつくっていくことが大事だろうというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。お世話になります。

以上です。

○池田和貴委員 ちょっと関連してなんですが、今の御説明の中で、4大キャリアが外に出てもつながらないところが今0.9%になるのかな。99.1%が今つながってて、残りが8市町村の77世帯が全然つながらない地域ということなんですかね、そういう認識でよかったです、今の説明。

○大村デジタル戦略推進課長 すみません。再度御説明させてもらいますと、まず、不感エリアの地域は8市町村の77世帯、これが総務省の調査で令和6年3月末の数字でございます。

で、エリア化されている世帯数は99.9%でございます。

○池田和貴委員 ということは、つながらないところは0.1%ということになるのかな。0.1ですよね。これ、今の説明で聞いてたのと、実際私が現場で聞いているのとかなり乖離があるんじゃないかなというのはちょっと感じたところです。

というのは、例えば、天草でいうと、もう既に、当然ここは、いろんなところ、入ると言われてるところでも入らないという話はよく聞くんですよね。

そういう意味では、この数字を見ていくと、実際の現実との乖離があまりにもひどすぎて、ちょっとどうなのかなと、今ちょっと説明を聞いて思ったんですが、その辺は、

県としては、なかなか言いづらいところはあると思いますけれども、その現場との乖離を感じませんか。

○大村デジタル戦略推進課長 今、池田委員おっしゃったとおり、なかなか住民目線から見ても、現場との乖離があるというのは御意見としてあるのかなと。

ただ、今回ちょっと一つ、総務省の調査の条件設定のやり方というところがあるかと思うんですけれども、1つは、4大キャリアがエリアマップというのを、これはもうホームページ上で見ると、どこどこのエリアは通話可能ですよというマップが出てくるんですけども、あれを除外したところで基本的には考えているというところがございます。

ただ、エリアの中でも、当然なかなか通話しづらいという地域もございます。これは、携帯キャリアの方と話しますと、やはり、何といいますか、家の、例えば構造とか、例えばコンクリートの住宅だったら家の中では通じづらいとか、また外壁とかの仕様によっては、なかなか家の中でも電波が通じづらいというようなものがあるというふうに聞いております。

これは、携帯事業者の方に話をしますと、エリアマップ内での通話がしづらいというふうな地域については、これは113番だったと思うんですけれども、電話をすると個別に対応いただけるというふうな話を聞いてございます。

例えば、微弱な電波が飛んでいる場合には、家の中にブースターを設置することで、電波を增幅して音質を改善するとか、あとは、エリアマップを作ったときには届いてたんですねけれども、例えば、強固なビルが近くにできたとか、樹木が生育して電波を遮ってしまったとか、こういうことで、なかなか電波が届きづらくなるような地域がやっぱり新たに出てくる、こういう話もあるというふう

には聞いてございますので、こちら辺は、私どもも、地域の実情を丁寧に聞きながら、必要に応じて携帯事業者の方と連携を取って、エリアの解消につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。丁寧な説明ありがとうございました。

113番に電話をすると、直接キャリアのほうにその情報が行くということで、これは分かりました。

こういうことは、実際は市町村がやられるんだと思うんですが、私はちょっと、やはりここ、考えなきゃいけないなと思ったのは、やはり災害があったりとかしたときの通信の手段の問題なんですね。そういうときに、つながってるとなってもつながってなければ、連絡が取れなかったりとかという、当然それはあるはずなので、そういうところを整理しながらやっていく必要があるかなとちょっと思ったんです。

で、実際のこの予算については、別に、やることには、もうぜひやってくださいということで問題はないんですが、ただ、そういう問題意識が私の中に出了るので、皆さん方もぜひ共有できればと思ったところでございます。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

はい、橋口委員、さっき手が挙がってましたので。

○橋口海平委員 すみません、関連してなんですが、ほぼ似たような意見を最初言おうと思ったんですが、プラス、例えば、第二空港線を空港に行くときとか、途中で必ず切れるんですよね、上っていくときとか。

何が言いたいかというと、やっぱり幹線道

路とか、そういうところとかも、先の話になるかもしれないんですが、そういうところもやっぱり調べていただいて、特に空港に行くところとかは、今特に渋滞したりもするので、途中で、これ、乗り遅れたらどうしようとか、ちょっと空港に電話して聞いてみようとかという場面も出てくるかもしれませんので、そういうところもまずは調べていただけて、そういう対応ができるのかどうか、そういうところもしていただければというふうに思います。

要望です。

○大村デジタル戦略推進課長 ただいま橋口委員のほうからいただいた意見も踏まえて、これはまた、市町村もそういう状況というのを把握しているかと思いますので、市町村ともここら辺は連携取りながら、声を拾い上げながら、携帯事業者のほうにつなぎながら、必要な対策を取っていきたいというふうに考えております。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○西聖一委員 34ページの一番下の草原再生事業のところですけれども、これは繰越しで計上してますけれども、不用額じゃないでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○吉田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 この事業費につきましては、2つ事業がございまして、野焼きができるところの再開の事業と野焼きの火入れをする後継者育成をする事業で、とともに、年度内に野焼きを予定されていたんですけども、天候不良になりました、ちょっと年度内にできないということがございまして、繰越しをさせていただきました。

で、これは、ただその野焼きを再開すると

か、あと、後継者の育成をするだけじゃなくて、特に後継者育成につきましては、実際最初座学をして、実際火入れをしてみて、最後にアンケートを取ったりして、マニュアルを作ることろまでが事業になっておりますので、そのまま事業費として丸々繰越しをさせていただいたものでございます。

説明は以上です。

○西聖一委員 はい、分かりました。

毎年火入れ事業の予算は計上してるんでしようけれども、そういうマニュアルを作るとか、別目的の部分が繰り越しましたという話でいいんですね。

○吉田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 結果的にはそのようになりました。

で、天候によっては、とともに、やっぱり4月、5月まで野焼きは毎年ずれておりまして、今回対象としていたエリアにつきましては、ぎりぎり3月30日までに全て終わったんですけども。先ほど申しましたように、そのヒアリングをして、マニュアルを作つて、事業完了報告書を作るというところまでが一つの事業でございますので、そのまま繰越しをさせていただいたものでございます。

○西聖一委員 じゃあもう事業は完了できたということで解していいんですかね。この時点で繰り越して。

○吉田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 はい、もう既に完了をしております。

○西聖一委員 はい、了解しました。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○堤泰之委員 31ページの危機管理防災課さんの27番ですね。

防災情報通信基盤整備事業ということで、ほとんど翌年に繰越しになっていると思うんです。これ、具体的な内容はどんなものでしょうか。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

1つは、衛星通信設備の整備でございまして、現在の衛星通信設備が第2世代と言われるシステムでございまして、実は、これが令和9年度までということになっております。

で、その前に切り替える必要がございますので、昨年度の令和6年度と令和7年度の2か年に分けて事業を行う予定でございましたが、昨年度の令和6年度分につきましては、入札の不調ということになりました、本年度に繰り越したものでございます。

もう1つは、各振興局のほうに防災行政無線の整備を行っておりますけれども、昨年度予定していた振興局のほうへのこの防災行政無線設備の整備につきましては、別の電気設備との事業との兼ね合いで、調整に非常に日数を要しまして、今年度に事業を繰り越したものでございます。

以上でございます。

○堤泰之委員 その後入札はもう大体事業は決定したというか、落札になっているんですか。

○井上危機管理防災課長 今入札に向けて、不調に終わりましたことから、関係事業者のほうにヒアリングを行っておりまして、設計書であったり、仕様書の見直しを現在行っているところでございます。

以上です。

○堤泰之委員 同時でほかの自治体さんとか、いろんなところがなっているので、多分かなり限定されたところじゃないとできない

のかなと思ったところでした。

予算も含めて、ちょっと緊急の場合のこともあると思いますので、随時また報告いただければと思います。

あとは、私が知っている限り、やっぱり市町村さんによっては、防災のシステムがアプリになったりとか、いろいろ違ってきてるようになります。多様性に対応できるような県のほうのシステム開発というか、連動がしやすいような形をちょっとは意識していただければと思います。

返答は要りません。以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はございますか。

○上野統計調査課長 統計調査課でございます。

先ほどの渕上委員から御質問のございました国勢調査の回答率の件につきまして、少し補足のほうをさせていただければと思います。

先ほどお答えしました37.9%につきましては、国の回答率ということで御説明したところですけれども、これにつきましては、国のインターネットでの回答率というところでございまして、それ以外に、郵送での回答率というのが41.9%ございまして、合計でいきますと、全体で79.8%の回答率ということになっております。

それと、熊本県につきましては、同じように、インターネットでの回答率が36.4%、郵送での回答率が42.2%ということで、合計しますと78.6%ということで、いずれにしましても、熊本県の回答率につきましては、国の回答率よりも下回っておりますので、引き続き、広報等を通じまして周知を図っていきたいと思っております。

統計調査課は以上でございます。

○渕上陽一委員 安心しました。

○中村亮彦委員長 ほかにございませんか。
——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第6号から第9号まで、第18号、第19号及び第27号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出こととしてよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

報告資料①をお願いいたします。

消防力強化の取組として、県消防力強化推進計画の改定について御報告いたします。

まず、左側の欄の1、熊本県消防力強化推進計画の概要についてです。

本計画は、人口減少等の環境変化に対応する消防力を維持、確保するため、消防力強化に必要な取組として、消防広域化の推進及び消防の連携、協力の推進を期限を設げずに定めています。

消防広域化につきましては、スケールメリットが最大となる県一体制を目指す姿として定め、連携、協力については、全県一区での消防指令の共同運用等の推進を定めています。

令和4年には、県計画を改定し、県一体制以外での機運が高まった場合には、該当市町村を広域化または連携協力の対象市町村と、また、広域化の重点地域として指定することといたしました。

次のこれまでの取組状況ですが、県一体制による消防広域化の実現には時間要するため、消防指令の共同運用の検討を進めています。

加えて、令和4年10月に広域化重点地域等に指定した人吉・球磨地域におきましては、令和7年4月から消防指令の共同運用が始まり、現在は消防広域化の協議を支援しているところでございます。

次に、右側の欄2の有明・山鹿地域における消防指令の共同運用の動きについてです。

昨年12月に、有明広域行政事務組合と山鹿市が、消防指令業務の共同運用の基本的事項に合意され、今年4月には、山鹿市消防指令事務協議会を設置されました。

こうした動きを受けまして、県では、有明・山鹿市消防管内の7市町を連携、協力対象市町村として指定するため、5月に消防力強化推進計画の改定を行いました。

裏面には、県計画の関係部分を記載しております。

引き続き、消防指令の共同運用実現に向け、支援を行ってまいります。

消防保安課は以上でございます。

○宮原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

報告資料②をお願いいたします。

空港アクセス鉄道に係る整備ルートの絞り込み案がまとまりましたので、その概要を御説明いたします。

1ページをお願いします。

1 鉄道概略設計調査の趣旨・概要です。

(1)調査の趣旨でございますが、阿蘇くまもと空港へのアクセスは、自動車での移動が主であり、朝夕のラッシュ時には、想定時間内に空港に到着できない事態が発生しております。

こうした状況の中、今後、国際航空路線の拡充等により、空港利用者の大幅な増加が予想されますが、熊本市中心部と阿蘇くまもと空港が鉄道でつながることで、熊本都市圏の都市機能が一層向上し、半導体関連企業の円滑な企業活動にも資することから、空港アクセス鉄道は、重要なインフラであると考えております。

このため、肥後大津ルートによる鉄道整備の具体化に向け、調査、検討の深度化を進めてきましたものです。

(2)調査概要でございますが、今回は、整備ルートの絞り込みについて御説明いたします。

2ページをお願いします。

整備ルートの概要図です。

今回、整備ルートの絞り込みを行い、鉄道ルートの幅を、令和4年度公表時の、青色の破線の約1.5キロメートルの幅から、赤色の約500メートルの幅に絞り込みを行っております。

3ページ、整備ルートの縦断イメージ図です。

左の肥後大津駅から平面で分岐した後、盛土構造により緩やかに上昇し、高架橋に移行

いたします。高架橋で国道57号や白川等の上空を通過した後、高遊原台地はトンネル構造で整備し、阿蘇くまもと空港に至るルートとしております。

4ページをお願いいたします。

分岐部(肥後大津駅)付近の概要図です。

分岐部では、事業費や工期に大きく影響を与えるような大型物件、いわゆるコントロールポイントを極力避けるルートとし、肥後大津駅周辺の既存施設等への影響を最小限にとどめることとしています。

5ページ、中間部付近の概要図です。

中間部では、単線である鉄道の速達性を確保するため、列車の行き違いを行う施設を整備いたします。

なお、大津町において、中間駅構想も検討されております。

また、環境アセスメントの知事意見等を踏まえ、地下水への配慮等、環境対策を検討してまいります。

6ページをお願いいたします。

終点(阿蘇くまもと空港)付近の概要図です。

空港駅は、開業効果の周辺地域への広がりや将来の発展性が期待できる空港南側、敷地外の地上に整備することとしております。

駅ホームの位置やターミナルビルへの接続については、利用者の利便性を第一に、空港管理者等の関係機関と構造や設備等の諸条件を調整した上で、今後具体化することとしています。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○甲斐政策監 球磨川流域復興局でございます。

報告資料③をお願いいたします。

本件につきましては、明日の建設常任委員会でも同様に御報告いたします。

まず、1、緑の流域治水の主な取組状況、

(1)球磨川流域治水協議会です。

去る6月5日に第11回球磨川流域治水協議会を開催いたしました。昨年11月5日以来の開催です。

当日は、出水期を前に、国、県、流域市町村から、球磨川水系流域治水プロジェクトの取組状況報告を行いました。

引き続き、国、流域市町村と連携しながら、流域全体の総合力で安全、安心を実現していく緑の流域治水を進めてまいります。

次に、(2)川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザリー会議です。

川辺川の流水型ダムについては、国において令和3年から進められてきた法と同等の環境アセスメント手続が昨年11月に完了したところです。

引き続き、有識者から助言をいただきながら、さらなる環境影響の最小化、環境再生、創出に向けて取組を進めるため、国、県で川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザリー会議を設置し、6月13日に第1回会議を開催いたしました。

今後も随時会議を開催し、委員の皆様の御助言を今後のモニタリングや環境保全措置の具体化、河川整備に反映していく予定です。

続いて、(3)くまもと防災復興ウィークです。

昨年度に引き続いての取組となります。6月29日から7月5日までをくまもと防災復興ウィークと設定し、豪雨からの創造的復興の進捗状況や緑の流域治水の取組等を発信してまいります。

また、発災日である7月4日には、県庁各部局が一体となり、被災地の創造的復興へ向けた取組を加速化するため、第17回となります令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議を開催いたします。

間もなく、令和2年7月豪雨から5年となります。さらなる防災意識の高揚のためにも、引き続き豪雨災害の教訓の発信に努めてまいります。

資料の裏面を御覧ください。

(4)球磨川水系県管理河川についてです。

芦北町の吉尾川では、治水対策と新たな河川環境の創出を両立させる取組を、流域住民の皆様や県立大学をはじめとした研究機関と共同で進めております。5月17日に、関係者による川づくり座談会を昨年度から引き続き開催したところです。

また、堆積した土砂の掘削など、各所で事業を進めております。

次に、五木村、相良村の振興について御報告いたします。

五木村では、3月25日に、五木村の振興を確認する場を開催し、村、県、国の3者で、“ひかり輝く”新たな五木村振興計画の令和6年度の進捗及び令和7年度の計画について確認をいたしました。

その後、確認する場で確認いたしました振興計画の内容を村民に説明し、意見交換を行うため、国、県同席の下、村内5地区で行政座談会が開催されました。

3つ目のポツに記載のとおり、計画に沿った取組が進んでいるところでございます。

次に、相良村では、5月13日に、知事が村を訪問し、村及び村議会に対して、県の今年度における相良村振興策の取組について説明いたしました。

今後も、村から提案を受けた地域振興策など190項目の施策の実施に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

報告は以上です。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(「ありません」呼ぶ者あり)

○中村亮彦委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、委員の皆様からその他で何かありましたら、質問をお受けします。

委員から何かありませんか。

○池田和貴委員 それでは、すみません、ちょっと私のほうから1件。

これは、今年の3月27日に、熊本県の苓北町にある富岡ビジターセンター、この施設が落雷によって被災を受けまして、その措置についてお話を聞いたら、これは、予算の執行の在り方だとか、こういったことへの対応の在り方だとか、予算の考え方だとか、そういうことを、ぜひ皆さん方にちょっと聞きたいということなので、今日は、これのことについて、この場でちょっと発言をさせていただきたいと思います。

まず、今年の3月27日に、落雷で、熊本県ビジターセンターの施設が被災をいたしました。これは、火災報知機、それと空調設備等が使えなくなつたということになつてます。

で、火災報知機については、これは、消防法により設置が義務づけられているということで、5月末には復旧をしました。ただ、空調設備については、いまだにこれは改善をしておりません。

話を聞いたところによると、来週、もう一度調査をした上で、すぐに復旧できる場合と、下手をすると、さらに修理をしなければいけないところがあつて、それをする、9月議会に補正予算を諮って、補正が通つた後にしか修理ができないというような説明がありました。

私が感じたのは、落雷で被災を受けたということは、これ、いわゆる自然災害で被災を受けたのと同じようなことなので、当然、それによって起きた不都合については、影響を受ける前に修理をしてあげる、修理をするというのが当然じゃないかというふうに感じております。

私のこの考え方についてどうなのかというのも後でちょっと聞きたいんですが、その上で、お話を聞いていく中で、まずは、その被

災をしたときに、その所管する課は自然保護課なんですけれども、自然保護課が持っている予算で対応できるかどうかという話があつて、それを財政課に相談したところ、流用でしてくださいと。ただ、流用するお金が足りないということになると補正予算を組んでくださいという話になって、こういう形になつたと思うんですが、私自身は、やっぱりこういうときは、そういうもともとのルールはあるにしても、何かしら、さっき言ったように、例えば空調設備であると、この暑い夏の前に修理をするような措置が取れるような制度だとか、予算措置だとかがしてあるべきなんじゃないかと思います。これは富岡だけではなくて、ほかの県有施設についても一緒なので、ということを私は考えましたので、今の制度上、今回のことがどうなつてゐるのか、制度何が問題だったのかということをちょっと財政課のほうにお尋ねをしたいと思います。

○元田財政課長 財政課でございます。

今委員御指摘の富岡ビジターセンターの件につきまして、所管部から聞き取りました現状、それと指摘いただきました予算の執行の面、この2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

委員御指摘の中にも入つておりましたけれども、富岡ビジターセンター、3月27日に落雷被災をして、その後4月に入りましてから、管理を事務委託しております苓北町、それと所管課合わせて現地を確認し、その後、4月上旬に、今これも委員御指摘ありました当課のほうに、もともと所管課としましては、別事業で待ち受け予算を持っていた分もありましたので、先ほど御指摘あった火災報知機については待ち受け予算で対応し、空調部分につきましては、当課とも協議をして、予算の流用で対応するという協議を行いました。これは4月上旬です。

その後、事業者に対して見積書の徵取依頼等しまして、その見積書等が整うまでに、言わば不測の日数がちょっとかかったということで、5月に入りましたから流用手続を終えております。

その後、空調につきましては、基盤が壊れているということで、この基盤の取替え、事業者と契約を5月中にしましたけれども、この基盤の納品が、今度は6月、これも先ほど委員御指摘の来週ということになっております。

ここでも不測の日数がかかってしまったという状況にはございますものですから、現行のルールの中で対応してきたものの、そういった想定外の不測の日数によって、今遅れているというのが実態かと認識をしております。

もう1点、これも委員御指摘ありましたけれども、来週基盤を取り替えたものの、状況次第では、室外機あるいは室内機の交換も必要になる可能性もあるという、ここにも不測の内容が含まれておるものですから。所管課は9月補正でということを御説明したかと思うんですけども、実際に、この後基盤を取り替えた後に不具合が生じた場合の対応をどうするかというのは、今後、当課も含めて対応を考えたいと思っております。

御指摘のとおり、この暑い夏に空調なしのまゝというの非常に厳しい状況になります。所管課としては、地元苓北町と協議もしまして、緊急対応ということで、当面の間、スポットクーラー等で対応するという措置も動いておりますけれども、いずれにしましても、本来的には、この夏を迎える前に措置をしておくべき状況であったということ、県としてはそういう認識でございますので、今回の対応がどうだったのかというのにつきましては、また改めて検討したいと思っております。

2点目の予算の手続面について、また御説

明させていただきます。

今の1点目の御説明でも触れてまいりましたけれども、こういった落雷等の被災への対応の予算の執行につきましては、大きく、手段としては5つ、我々は想定しております。

落雷を想定しているわけではございませんけれども、基本的には、待ち受け予算を所属で予算計上しているかどうか、ただ、待ち受け予算については、全庁的にはあまり計上していない状況ではございますけれども、まず1点目は待ち受け予算。2点目としては、御説明申し上げた既存予算の中での流用をかけるという手続。3点目につきましては、当課で所管をしております当初予算2億円計上している予備費を充用するかどうか。4点目は、これは議会の皆さん方にも御指摘もいただいて、経済対策でも御指摘いただいています専決処分をさせていただくかどうか、これは議会と執行部の信頼関係にもよりますけれども、専決予算で対応するかどうか。5点目が通常の補正予算で対応するという状況になるかと思っております。

我々財政課では、通常こういった緊急事態が発生した場合でも、可能な限り手續面を圧縮して通常の補正に乗せていくというのをまず考えておりますし、緊急的な対応につきましては流用で対応すると、現行ではそういう対応をしております。

今回の富岡ビジターセンターの件も、その手續面で課題があったのかどうかということになりますと、不測の日数がかかった部分というのはあるんですけども、手続的には通常の扱いをしてきておる部分があります。

その不測の日数をどう短縮できたのかどうかというのは、今後課題ではございますけれども、全庁的な待ち受け予算もそう計上していない中、また、流用をかける場合でも、既定予算の中に執行残等の流用の財源があるかどうかというのもポイントになってまいりますので、こらあたりを総合的に判断をし

て、あるいは予備費を充用するのか、専決処分をさせていただくのかという判断をしていくべきところかと思っております。

とかく予算のこういった手続につきましては、所管課のほうでもなかなか詳しくなかつたりというような状況もありますので、財政課のほうが、各部の担当がおりますけれども、その担当のほうでしっかりとケアをするということが必要かとは思っております。

もう1点、流用の手続に関しましては、平成20年度に入りましたから、不適正経理の指摘があった当時——当時は、流用の手続、財政課に財政課長合議をするという手続が煩雑な面がございましたので、平成22年度頃に、各所属の裁量をかなり認めた上で、財政課に合議はしますけれども、担当までということで、維持、補修的な部分等につきましても、金額関係なく、所属の判断で流用対応できるという手続の簡素化も図ってきたところではございます。

ただ、そう言いながら、今回、結果としては、この夏場にクーラーがないという状況にもなっておりましたので、先般、一般質問で知事もお答えしておりましたサマーレビューを今後実施してまいりますけれども、令和8年度当初予算に向けまして、今回の事例を踏まえた上で、新たな予算措置が待ち受け等の予算措置が必要なのかどうか、あるいは全庁的にこういった事例がほかにも発生しているかどうかを洗い直して、検討した上でまた御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○池田和貴委員 すみません。詳しく説明をしていただいてありがとうございます。

今の説明を聞いて私が思うのは、予備費はなぜこのときにすぐに使えなかつたんだろうなというのがまず1点疑問として残ります。

これはなぜ予備費対応にならなかつたの

か、ちょっとそこは教えてもらえますか。

○元田財政課長 財政課でございます。

委員御指摘の予備費の充用をなぜしなかつたのかという御指摘でございます。

予備費につきましては、当初予算で2億円を計上しているところでございますけれども、従来的には、裁判等の応訴費用等について通常充用をしております。

この予備費につきましては、各年度で、満額に近い執行する年もあれば、不用で残す場合もあるという状況にございますけれども、ある程度限られた目的に対して、緊急的に対応するという部分はございますけれども、充用てきておるというものでございます。

で、今回なぜ充用していないのかという御指摘につきましては、4月に流用の協議を行った上で、我々としては、その後速やかに、不測の日数というところを考慮し切れてなかつたというのはございますけれども、流用をかけていくことで、夏前には措置ができるのではないかというふうに考えた部分がございましたものですから、予備費の充用までの必要性は我々としては考えなかつたというのが実態でございます。

予備費につきましては、今回充用ができない内容かということになると、そういうことではないと思っておりますし、例えば、昨年度につきましては、年が明けてから、雪が降った場合がございますので、除雪費用等につきまして、土木部で7,000万ほど予備費を充用したという実績もございますので、緊急的な対応が必要なときには予備費を充用すること自体は十分可能な部分だと思っております。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

その予備費の使い方の、いわゆるそのルールというか内規というか、そこはやっぱり

私は検討してもらいたいなというふうに思います。

今回は不測の日数がかかったのでということでしたが、ただ、現実には、今のここまで来ても、こういう状況変わってないわけですから、それが、いわゆるその原課から訴えが来てないのか、訴えしづらいのか、そういうことも踏まえて、ここをちょっと考えてもらいたいなというふうに思ってます。これは要望です。

続いて、もう少し質問をしたいんですが、あればですよ。県有資産が、いわゆる長寿命化を図りながらやってて、かなり古くなっているというのは皆さん共通認識だと思うんですよ。すると、落雷も含めて、こういった事態が県有施設で起こることは想定しておかなければいけないと思うんですね。そのときの待ち受けの予算を各部で持つのか、それとも県有資産の分であれば、ここに財産経営課があるので、財産経営課である部分、ちょっと待ち受けの予算にするとか——これはすみません、私は皆さん方みたいに行政の中にいるわけじゃないので、外からなんですかけれども、そういうことも考えられるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこは検討していただきたいと思います。

もう1つ私が今回気になったのは、実は、これは保険かかってたんですよね。てことは、後で保険金下りてくるわけだから、もっと本当はその予算とか関係なく早くできるんじゃないかなと思ったんですけれども、そこはどうなんですかね。

○元田財政課長 財政課でございます。

まず、所管課との財政課の関係において、相談しづらいとか、そういうところは我々も非常にお答えしづらい部分があるんですけれども、我々は柔軟にそこは対応しているつもりではございます。

○池田和貴委員 分かりました。

○元田財政課長 ただ、その予算の執行のノウハウの部分で、当課のほうでしっかりと後を追っていくという対応は引き続き必要なかなと思っております。そこはちょっと改善をしていきたいと思っております。

御指摘ありました、総務部内で、財政課、それと財産経営課がございまして、財産経営課のほうで、施設全部ではありませんけれども、規模等の要件を踏まえて、保険を加入しておると。で、今回につきましても、保険が適用されることは分かっております。

ただ、これは実際には、その補修等執行した上で、それに応じた上で、一定程度の部分が保険で適用されるということになってまいりますので、そういう意味で、委員御指摘のとおり、後から返ってくるんだからという御指摘の分は、当然そういうことだと思っております。

ただ、保険で返ってくる部分ではございますけれども、まずはその執行する歳出予算が必要ということになりますので、そうなりますと、その財産経営課のほうで一括をして待ち受け予算等を計上するのか、あるいは、先ほど御指摘のあった予備費充用等で対応するのか、このあたりにつきましては、令和8年度の当初予算に向けて、改めて全序的に検討した上で、どういった形にするのか、現行のままいくのかどうかも含めて、検討の上で改めて御報告をさせていただけたらと思います。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

すみません。財政課に話しづらいというの、ちょっとすみませんね。

今の元田さんのキャラクターだったら言いやすいかなと私たちは思ってるんですけども、すみません。

その上で、やはり制度的に、やっぱりそこは相談できるような、やっぱりそういうところはつくっておいてほしいなと思います。

というのは、暑いんですよ。この湿気がある中で、今も、これは、ビジターセンターに来られる方も、クーラーない中で見てもらうことになるわけじょ。中に入って働いている人もクーラーない、この湿気のある中で勤務しなきやいけないんですよ。まだこれが続いているということは、こういうことはやっぱり私は問題じゃないかと思ってるんですね。

これは、私がたまたま天草市選出で自分の選挙区の苓北町でそういうことがあったから言ってますけれども、これは苓北のことだけじゃなくて、県下全てのときでもやっぱり同じように対応すべきだと思いますので、ぜひここは全局的に私は考えていただきたいと思います。

以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

今の委員の御指摘、しっかり踏まえまして、これも冒頭申し上げた、県として、今回の対応が問題ないのかということを考えますと、不測の日数をどう見込むべきだったのかという点については、我々としても課題が残っていると思っております。

所管部としましても、本来的には今の状況でいいのかということはしっかりと受け止める必要あると思うんですけれども、委員おっしゃったとおり、富岡城を見に来られた多分インバウンドのお客さんがビジターセンターに来て、サウナみたいなところに入って、こんなところ二度と来るかというようなことになるのはよろしくないと思いますので、当面の間の対応も含めてですけれども、しっかりと対応するということを含めて、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○池田和貴委員 よろしくお願いします。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長